

<交通安全テスト>

平成27年10月号

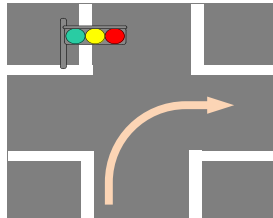
(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 大阪府下の過去5年間の事故発生状況を見ると、自転車対歩行者の交通事故は減少傾向にある。

☐

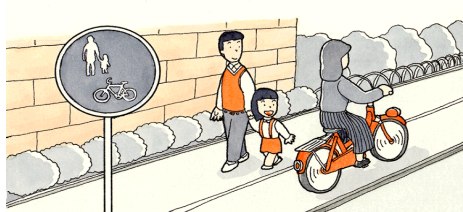
- ② 自転車に乗って交差点を右折する時は、車と同じように、交差点の中心の内側を通ってもよい。

☐

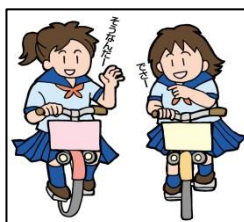
- ③ 携帯電話を使用しながらや、ヘッドホンを使用し、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は法律で禁止されている。

☐

- ④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩道の車道寄りをすぐに停止できる速度で走行する。

☐

- ⑤ 自転車は、広い道であれば2台までは、横に並んで走行してもよい。

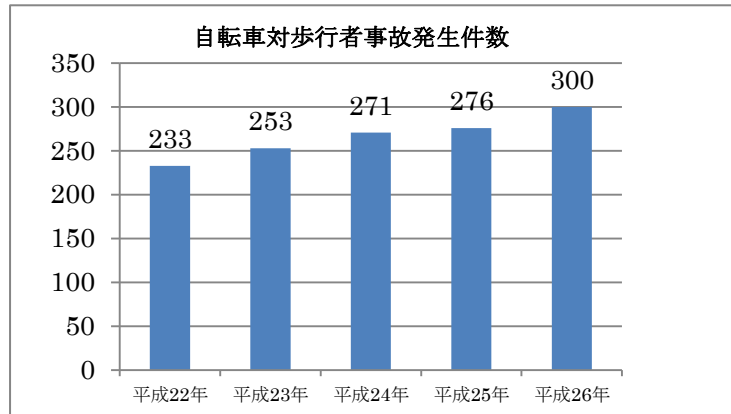
☐

< 交通安全テスト > 平成27年10月号

解答・解説 (中学・高校生用)

- ① 大阪府下の過去5年間の事故発生状況を見ると、自転車対歩行者の交通事故は減少傾向にある。【×】

A : ● 過去5年間の大阪府下の自転車対歩行者事故の発生状況
(平成26年版 大阪の交通白書参照)



大阪府下の自転車対歩行者の交通事故は、5年前から増加し続けている。

<指導のポイント>

自転車で交通事故を起こせば、加害者となり、多額の賠償金の支払いを命じられるケースもあります。

自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

- ② 自転車に乗って交差点を右折する時は、車と同じように、交差点の中心の内側を通ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第34条第3項 (左折又は右折)

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

罰則 2万円以下の罰金又は科料

- 交通の方法に関する教則第3章第2節3項 (交差点の通り方)

(4) 右折は、次の方法でしなければなりません。

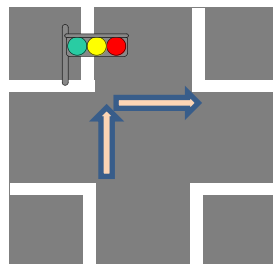
ア 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときは、できる限り道路の左側端に寄り、２段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおり右折する。)



③ 携帯電話を使用しながらや、ヘッドホンを使用し、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は法律で禁止されている。【○】

A : ● 大阪府道路交通規則第 13 条第 1 項第 3 号 (運転者の遵守事項)

携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

罰則：5 万円以下の罰金

● 大阪府道路交通規則第 13 条第 1 項第 5 号 (運転者の遵守事項)

警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。

罰則：5 万円以下の罰金

<指導のポイント>

携帯電話を使用しての運転は片手運転となるため、安定を失う恐れがあり、また、メールを送受信する際、脇見運転にもなり大変危険ですのでやめましょう。

また、ヘッドホンステレオ等で大音量の音楽を聴きながらの運転は、周囲の交通状況への注意がおろそかになり、大変危険なので絶対にやめましょう。

④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩道の車道寄りを、すぐに停止できる速度で走行する。【○】

A : A ● 道路交通法第 63 条の 4 第 1 項 (自転車の歩道通行：概要)

道路交通法施行令第 26 条 (普通自転車により歩道を通行することができる者)

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識等がある場合
- ・ 児童及び幼児 (13 歳未満の子ども)
70 歳以上の者
身体の不自由な人

の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行が



自転車通行可



歩道通行可を示す標

できない場合は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行：概要）

普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、普通自転車通行指定部分を通行している、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。

この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐに停止できるような速度で徐行すること。

ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないうときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐに徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げる恐れの場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道はあくまで歩行者優先であり、歩行者の邪魔にならないように走行しなければなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは大変危険ですので、やめましょう。

⑤ 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。【×】

A：● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

罰則 2万円以下の罰金又は科料

● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

<指導のポイント>

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。
ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。



並進可

